

福岡地区水道企業団技術研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡地区水道企業団水道用水供給事業に関する技術の向上を図ることを目的として、福岡地区水道企業団（以下、「企業団」という。）が、国、地方公共団体、大学等公的研究機関、公益法人、民間企業等（以下、「団体等」という。）から水道技術等の新技術開発に係る調査、研究及び試験等（以下、「技術研究」という。）の提案を受けるために必要な事項について定める。

(技術研究の種類)

第2条 技術研究の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 共同研究

企業団が研究課題を定めて技術研究を募集し、応募した団体等と共同で技術研究を行うもの。

(2) フィールド研究

団体等の申請により企業団の用地や施設等を使用して技術研究を行うもの。

(技術研究の要件)

第3条 共同研究は、次の各号に掲げるいずれかの内容について実施することができる。

(1) 企業団施設の効率的・経済的な技術の向上に関すること。

(2) 企業団の事業活動における環境負荷の軽減（リサイクル促進・省エネルギー対策等）に関すること。

(3) 企業団の経営基盤強化に関すること。

2 フィールド研究は、次の各号に掲げる要件を全て満たすときに限り実施することができる。

(1) 技術研究を企業団の用地や施設等を使用して実施することが合理的であり、かつ、企業団の事業にとって有効と考えられること。

(2) 技術研究の内容が公益性を有すること。

(3) 技術研究が、企業団の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) フィールド研究を行う者が、技術研究に係る費用全てを負担すること。

(5) フィールド研究を行う者が、技術研究を行うために必要な技術的能力及び経済的基盤を有すること。

(技術研究の応募・申請)

第4条 共同研究に応募する者、またはフィールド研究を申請する者は、企業団が別途作成する要領に従って、必要な資料を提出するものとする。

(技術研究の決定)

第5条 応募された共同研究の選定及び申請されたフィールド研究の許可は、福岡地区水道企業団技術検討委員会（以下、「技術検討委員会」という。）での審議を経て企業長が決定し、その結果は応募者または申請者に通知する。

(覚書の締結)

第6条 技術研究を行う者は、技術研究の実施前に、次の各号に掲げる事項について、企業団と覚書を締結するものとする。

- (1) 技術研究で開発・実証される技術の名称、内容及び技術研究の実施期間
- (2) 技術研究で開発・実証される技術に係る権利等の取り扱い
- (3) 技術研究の成果の取り扱い
- (4) 技術研究の中止に係る事項
- (5) 技術研究の実施にあたって取得した秘密の保持
- (6) 技術研究の実施にあたって生じた損害への対応
- (7) 施設の使用料の取り扱い
- (8) その他技術研究に関して必要な事項

(技術研究結果の報告)

第7条 技術研究を行う者は、研究結果報告書を企業団に提出し、報告会で説明を行うものとする。

(適用除外)

第8条 技術研究を行う者が国、地方公共団体、大学等公的研究機関、公益法人等の公益的団体であり、技術研究の内容が公益性を有するものである場合に限り、企業長はこの要綱の全部または一部を適用しないことができる。

(事務の取り扱い)

第9条 フィールド研究の申請受付・結果通知に関する事務は、企業団施設部計画課が行う。その他の技術研究に関する事務は、研究課題に応じた担当課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、技術研究の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年1月16日から施行する。

附則 この要綱の制定に伴い、福岡地区水道企業団技術選定委員会設置要綱は廃止する。